

## 東北支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年3月20日(火) 東北支社4階会議室	
委員	風間 基樹(東北大学大学院教授) 内田 貴和(公認会計士・税理士) 大江 修(東北経済連合会 専務理事) ※欠席 齊藤 幸治(弁護士) 富田 真(東北学院大学教授) 久田 真(東北大学大学院教授)	
審議対象期間	平成29年8月1日～平成29年11月30日	
抽出案件	総件数【5件】	備考
○工事	【3件】	
・一般競争	0件	該当なし
・条件付一般競争	1件	東北自動車道 迫川橋床版取替工事
・拡大型指名競争	1件	東北自動車道 白石地区跨道橋補修工事
・随意契約	1件	常磐自動車道 北迫工事
○調査等	【1件】	秋田自動車道 秋田中央～琴丘森岳間盛土のり面対策土質調査
○物品等	【1件】	青森管理事務所 規制器材購入
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b><u>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】</u></b></p> <p>① 低入札価格調査の結果、1者が失格となっておりますが、具体的な失格理由とその後の入札の結果を教えてください。</p> <p>② 低入札価格調査対象案件の発生傾向に関してお気づきの点がありましたら教えてください。</p>	<p>① 低入札価格調査において、下請単価と入札時単価を比較した結果、下請単価よりも入札時単価が安価であったことから、下請けへのしわ寄せが疑われる等、適切な見積りに基づく入札価格の設定がなされていないと判断し、失格としました。</p> <p>また、その後の入札結果につきましては、次順位者の入札価格が契約制限価格以下かつ調査基準価格以上であったため、当該次順位者を落札者としました。</p> <p>② 今回報告の低入札価格調査対象案件は、何れも入札前価格交渉方式を採用しております。</p> <p>この方式では、入札前に見積書を提出して頂き、当社は、その見積書を活用して契約制限価格を決定します。</p> <p>一方、参加者は、入札の際、経営判断等により見積書に記載した見積額から更に値引きした価格とすることがあり、こうした場合は、入札額が見積書の金額よりも低額となるため、低入札になるものと考えられます。</p>
<p><b><u>【工事入札契約状況報告】</u></b></p> <p>・意見等なし</p>	
<p><b><u>【特定工種に関する横断的分析報告】</u></b></p> <p>・意見等なし</p>	
<p><b><u>【競争参加資格停止等運用状況一覧表報告】</u></b></p> <p>・意見等なし</p>	
<p><b><u>【資格取消等状況報告】</u></b></p> <p>・意見等なし</p>	
<p><b><u>【一次苦情及び一次説明処理状況報告】</u></b></p> <p>・該当なし</p>	

意見・質問	回 答
<p><u>【談合情報について】</u></p> <p>・該当なし</p> <p><u>【抽出事案の審議】</u></p> <p><u>「東北自動車道 迫川橋床版取替工事」</u></p> <p>① 本工事は2ヶ所の橋の床版取替工事ですが、発注単位について、2ヶ所を1件の工事として発注した理由を教えてください。</p> <p>② 今回の資料には、技術提案の評価基準（優・良・可等）及びこれに基づく参加者の技術提案評価結果の記載はありますが、評価者の具体的な評価内容の記載がありません。 簡単でもいいのでご説明いただくとともに、次回以降は、評価内容をお示し頂きたい。</p>	<p>① 以下の3点により、1件の工事として発注することが適切と判断しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一事務所・同一区間内で近接する2橋であり、かつ、橋種・損傷程度が同等であること。</li> <li>・施工時期がGW明けから降雪期前までに限定されるため、効率的な施工が求められること。</li> <li>・2橋の工事を一体的に管理し、交通規制を効率的に実施することで、お客様サービスの低下に繋がる工事渋滞の発生を極力抑える効果が期待できること。</li> </ul> <p>② 技術提案の評価は、予め定めた3人の当社社員が評価基準に基づき実施し、3人の評価点の平均値を技術評価点としています。 なお、今後、技術提案の評価を行った案件については、評価資料を添付します。</p>
<p><u>「東北自動車道 白石地区跨道橋補修工事」</u></p> <p>① 入札前価格交渉方式の採用理由として「積算基準類を適用し契約制限価格を算出することが適当でないと判断した」と記載されておりますが、本工事において適当ではないと判断した理由を教えてください。</p> <p>② 入札前価格交渉方式を採用して工事特性に合わせた契約制限価格の設定をしているにも関わらず、契約制限価格を超過する入札書があるのはどうしてですか。</p>	<p>① 発注規模が小さいため、当社の積算基準類をそのまま適用することができないことから、入札前価格交渉方式を採用しています。</p> <p>② 当社は、入札前価格交渉方式では、参加者から提出された見積書を活用して契約制限価格を設定します。 したがって、活用されなかった見積書を提出した参加者が入札した場合は、契約制限価格を超過する場合があります。 また、入札前価格交渉方式の交渉対象としなかった単価項目の金額の差異に起因して契約制限価格を超過する場合があります。</p>

意見・質問	回 答
<p>③ 白石市からの受託額には、本工事を受託したことに伴いNEXCO 東日本に必要となる事務費が含まれているとのことですが、本工事の契約金額は、当該事務費が上乗せされているということですか。</p> <p>④ 本工事の発注に先立ち、白石市から NEXCO 東日本に対し、契約額の上限額が設定されていたのですか。</p> <p>⑤ 参加要件を満たさない非指名者からの応募があったとのことですが、今後、参加要件を満たさない者が NEXCO 東日本の同等の参加要件の工事に参加するためのプロセスを教えてください。</p>	<p>③ 受託額は、工事代金と事務費が別個に計上されておりますので、本工事の契約金額に上乗せされてはおりません。</p> <p>④ 当社から過去の実績を基に算出した契約金額の概算額を提示し、それを基に白石市が議会承認を得ます。こ議会承認額が上限額となります。</p> <p>⑤ 比較的小規模の工事であれば、同等の参加要件を求めないことがあります。よって、比較的小規模で、かつ、同等の参加要件に該当する施工条件を含む工事を受注し、施工実績を積み上げる方法が考えられます。</p>
<p>「常磐自動車道 北迫工事」</p>	
<p>① 本工事のように一般競争入札が不落札となり、その後の不落随契も不調となった後に改めて行う緊急随契の場合、契約制限価格を見直すということは通常実施されていることですか。</p> <p>② 本件は不落随契協議が不調だったため仕切り直した訳ですが、やっていることは不落随契そのものと思われまます。不落随契と何が違うのですか。</p>	<p>① 緊急随契は、不調となった調達手続きとは別個の調達手続きとなります。 本工事では、入札時や不落随契協議の際に参加者から提出された単価表の分析により、不落札の原因となった単価項目とその開差を確認しました。 そのため、このような単価項目を対象に入札前価格交渉方式を採用して入札前に見積書の提出を求め、交渉の際に見積額の妥当性を確認し、当該見積書を活用の上改めて契約制限価格を設定しました。</p> <p>② 不落随契の場合は、不調となった入札から条件を変更せず実施するため、契約制限価格は不調となった入札から変わりません。</p>
<p>「秋田自動車道 秋田中央～琴丘森岳間 盛土のり面対策土質調査」</p>	
<p>① 低入札価格調査にかかる調査基準価格は、業務に応じて契約制限価格の何割といった具合に決まっているのですか。</p> <p>② 入札状況調書を見ると、調査基準価格に対してかなり低い入札額となっています。極端な低額受注は問題と思いますので、例えば、重点調査価格を40%から引き上げて、契約額が契約制限価格の</p>	<p>① 低入札の基準・率等については業務内容によってそれぞれ決まっています、その内容についてはホームページで工事・調査ともに公表しています。</p> <p>② 本業務では、契約制限価格の55%以下の入札につき、価格評価点を一律満点(70点)としておりますので、55%以下の入札にあつては、価格による評価値の差は生じず、技術評価点によ</p>

意見・質問	回 答
<p>50%以下にならないような制度の検討も必要ではないでしょうか。</p> <p>また、技術評価結果をより入札結果に反映するため、例えば、全ての参加者の入札額が50%以下の場合は、技術評価で落札者を決定するというようにすればいいと思います。</p> <p>③ 調査等の契約一覧表を見ると、のり面対策土質調査及びこれに類する件名が複数あり、本件の落札者と別のもう1者が全て落札しています。過去2～3年においてこのような偏った落札傾向が出ているということはありませんか。</p> <p>④ 仕事の質自体に問題は出ておりませんか。</p> <p>⑤ 土質調査業務が複数発注され、その業務内容も参加者もほぼ同じだと思います。発注単位として、このように個別に発注するのがいいのか、あるいはまとめて発注するのがいいのか、如何ですか。</p>	<p>り評価値に差が生じることとなります。</p> <p>③ 偏った傾向はありません。</p> <p>④ 問題はありません。</p> <p>⑤ 事務所の管轄範囲、地域等を発注単位としていますので、現状で適正と考えます。</p>
<p>「青森管理事務所 規制器材購入」</p>	
<p>① 購入する規制器材はごく一般的な製品ということですが、事務所・支社・本社何れの単位で購入するのがいいのか、価格のみを考えれば支社又は本社でまとめて発注したほうが合理的と思われるのですが、如何ですか。</p> <p>② 今回購入した規制器材を納入可能な業者はどの程度存在するのですか。</p> <p>③ 発注物品等一覧表を見ると、本件を含め殆どが1者応札となっていて、物品については競争性が働いていないように感じられます。落札率もそれなりに高いですし。</p> <p>その原因としては、業者が入札公告を見ていないのではないか、という事も考えられます。この点については如何ですか。</p> <p>④ 国や県等でも同様の調達はあると思いますが、やはり、業者は限られるのでしょうか。調べた事はありますか。</p>	<p>① 1事務所の管理延長は大体100km前後と長く、その中では1年を通し様々な工事が行われます。</p> <p>よって、効率的かつ機動的な規制器材の運用のため、事務所単位で規制器材の在庫を管理し、必要に応じて購入するのが最適と思われます。</p> <p>② 詳細は不明ですが、ある程度は存在するものと思われます。</p> <p>③ 物品等は、工事・調査等と異なり競争参加資格登録制度がありません。</p> <p>したがって、工事の拡大型指名競争のような指名通知による参加者へのお知らせができません。</p> <p>また、発注自体が頻繁にある訳ではなく、1年に1回又は数年に1回の場合もあるため、業者がホームページを見ていないということは十分考えられます。</p> <p>④ 物品等の場合は、コリンズやテクリスのような契約実績を検索する制度・システムがないため、調べていません。</p>

審議結果の報告	<p>審議案件について、入札の事務手続きは全て適正と認められます。</p> <p>なお、以下の点について、今後の入札手続きにおいて改善又は検討等をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 入札方式の選定理由について、より一層の明確化。</li><li>② 発注ロットの適切性について、より具体的な説明。</li><li>③ 発注物品の調達に係る競争性を高める工夫。</li></ul>
---------	---